

セーフティネット保証5号の認定基準（早見表）

通常 の 認 定 基 準		
1つの指定業種に属する事業のみを営んでいる場合 又は営んでいる複数の事業が全て指定業種に属する 場合	最近3か月間(注1)の売上高が前年同月(注2)と 比較して5%以上減少していること	イー①
指定業種に属する事業と非指定事業に属する事業を 兼業している場合		イー②
創 業 者 (注3) の 認 定 基 準		
1つの指定業種に属する事業のみを営んでいる場合 又は営んでいる複数の事業が全て指定業種に属する 場合	最近1か月の売上高が、その直前の3か月間の 平均売上高と比較して5%以上減少しているこ と(注4)	イー③
指定業種に属する事業と非指定事業に属する事業を 兼業している場合		イー④
営 業 利 益 率 の 認 定 基 準		
1つの指定業種に属する事業のみを営んでいる場合 又は営んでいる複数の事業が全て指定業種に属する 場合	最近3か月間(注1)の月平均売上高営業利益率が 前年同月(注2)と比較して20%以上減少している こと。	ハー①
指定業種に属する事業と非指定事業に属する事業を 兼業している場合		ハー②

注1：「最近3か月」は原則、申請月の前月を含めた3か月間となりますが、売上高が集計できていない場合は、最大6か月前まで遡ることが可能

注2：「前年同月」が特殊事情により著しい売上高の減少が認められる場合は「前年同月の前月または翌月」若しくは「前年より前の同月」と比較することが可能

注3：業歴4か月以上1年3か月未満の事業者

注4：最近1か月の売上高等とその直前の3か月間の平均売上高等との比較が適当ではない場合、最近2か月（最大6か月）の平均売上高等とその直前の3か月間の平均売上高等を比較することが可能